2　前項の規定により次の表の上欄に掲げる省令の規定を準用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

覚せい剤取締法施行規則第十四条第二項	主務大臣	当該覚せい剤施用機関を開設する独立行政法人地域医療機能推進機構
医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令第二十条	所管大臣	開設者である独立行政法人地域医療機能推進機構
歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令第二十条	所管大臣	開設者である独立行政法人地域医療機能推進機構

第十五条を第十九条とする。

第十四条を次のとおり改め、同条を第十八条とする。

（通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産）

第十四条　機構に係る通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産は、次の各号に掲げるものとする。

一　土地及び建物

二　厚生労働大臣が指定する財産（前号に掲げるものを除く。）

第十三条を第十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

（長期借入金又は機構債券の償還期間）

第十六条　令第六条に規定する厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、厚生労働大臣は、施設及び設備の種類、使用期間その他の事項を勘案して、当該各号に定める期間とすることが適当でないときは、その期間を延長することができる。

一　施設　二十五年間

二　設備　十年間

（償還計画の認可の申請）

第十七条　機構は、法第十八条第一項の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

一　長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先

二　独立行政法人地域医療機能推進機構債券の総額及び当該事業年度において発行するものの引受けの見込み

三　長期借入金及び独立行政法人地域医療機能推進機構債券の償還の方法及び期限

四　その他必要な事項

第十二条中「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）の施行の日の前日まで」を「五年」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（積立金の処分に係る承認申請書の添付書類）

第十四条　独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号。以下「令」という。）第一条第二項に規定する厚生労働省令で定める書類は、同条第一項に規定する期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該期間最後の事業年度の損益計算書とする。

第十一条の次に次の一条を加える。

（施設別財務書類）

第十二条　法第十五条第一項に規定する施設別財務書類は、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

附則に次の一条を加える。

（会計処理の特例）

第三条　平成二十六年三月三十一日（以下この条において「基準日」という。）において独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（次項において「旧機構」という。）が所有する流動資産のうち販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産については、平成二十六年四月一日において、独立行政法人地域医療機能推進機構（次項において「新機構」という。）が固定資産として所有し、同日の時価により評価した価額として新機構の資産に計上するものとし、その評価益の額（当該評価した価額が基準日における価額を超える場合のその超える部分の額をいう。）については、損益計算上の収益には計上せず、当該額を資本剰余金から増額して整理するものとする。

2　新機構が、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）第二条の規定による改正前の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号。以下この項において「旧法」という。）第三条に規定する年金福祉施設等又は旧法附則第四条第一項に規定する施設であって旧機構が基準日においてその運営を委託していたものについて当該委託を受けていた者から寄附を受けた財産の額（当該財産が金銭以外の財産である場合にあっては、当該財産の受け入れた時における価額）については、損益計算上の収益には計上せず、当該額を資本剰余金から増額して整理するものとする。

（医療法施行規則の一部改正）

第二条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三十三の二中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　独立行政法人地域医療機能推進機構

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（譲渡のために必要な手続）

第二条　改正法附則第五条に規定する厚生労働省令で定める手続は、改正法第二条の規定による改正前の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）第三条に規定する年金福祉施設等の譲渡契約の締結とする。

○厚生労働省令第四十号

児童福祉法施行令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百二十七号）の施行に伴い、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の四中「第二十四条第三号」を「第二十四条第四号」に改める。

附　則

この省令は、児童福祉法施行令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。